

第 22 回
大阪市路上喫煙対策委員会
資 料

平成26年7月30日

大阪市環境局

第 22 回路上喫煙対策委員会資料

目 次

1	新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について	
	(1) 新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）の指定について（案）	
	に対するパブリック・コメント手続の実施結果について……………	1
	(2) 市民の声に寄せられた内容……………	9
	(3) 喫煙所設置検討資料……………	10
	(4) 「路上喫煙禁止地区」看板及び路面標示シート 設置予定個所……………	12
	(5) 看板設置イメージ図、路面標示シートデザイン……………	14
	(6) 御堂筋喫煙所（現行）について……………	15
	<参考> 横浜市路上喫煙訴訟資料……………	16
2	「たばこ市民マナー向上エリア制度」平成 25 年度 活動報告について ……	18

1－(1) 新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定について(案)
に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見募集の概要

(1) 意見募集期間

平成26年5月30日～平成26年6月30日

(2) 案の公表方法

- ・環境局事業部事業管理課
- ・環境局事業所(各環境事業センター、各工場)
- ・市民情報プラザ
- ・各区役所および出張所
- ・大阪市サービスカウンター(梅田、難波、天王寺)
- ・大阪市ホームページ

(3) 意見募集方法

送付、ファックス、電子メール、持参

2 意見募集結果

(1) 意見提出総数 69件

(2) 内訳

▶提出方法別

送付	ファックス	電子メール	持参
19通	20通	29通	1通

▶男女別

男性	女性	不明
45名	15名	9名

▶住所別

大阪市内	大阪市外	不明
45名	18名	6名

▶年齢別

20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	不明
0名	4名	8名	10名	16名	14名	5名	12名

3 意見と本市の考え方

別紙のとおり

なお、いただいたご意見につきまして、趣旨を踏まえて要約しております。

(1)「禁止地区」の指定について	
ご意見の要旨	本市の考え方
京橋駅前の路上喫煙は目に余る。禁止地区の指定はもっとも賛同する。	健康や防災・防火、まちの美化といった観点から、都島区京橋地域を新たな路上喫煙禁止地区に指定していきたいと考えております。
京阪モール周辺が通行する人が多く、たばこがひどい。条例に踏み切ることで抑止力になる。	
指定されることを歓迎する。京橋駅の駐輪場を利用しているが、煙のトンネルを通過するのは苦痛である。駐輪場の係員のいない時間帯にはそこで喫煙している者もいる。	
路上喫煙禁止地区指定に反対します。	路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題ですので、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただくことが重要であると考えています。しかし、本市における路上喫煙の現状を見た場合、喫煙者個人にマナーの向上を訴えるだけでは、事態の改善は難しい状況にあると考えています。
道路上の喫煙は許容範囲である。	
なぜ、外で喫煙する権利が制限されなければならないのか。	
マナーの問題を過料まで課し、禁止にすることはまるで独裁国家のようだ。禁止地区の指定に反対だ。	
禁止地区を指定するのは安易な方法である。結局別の場所に吸殻が増えるだけである。	「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」は道路や公園など公共の場所での他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものですので、基本的に、喫煙の自由や嗜好(しこう)を否定したり、一律に禁止するものではありません。また、道路や敷地の管理者が設置した喫煙設備のある場所での喫煙は規制の対象外となっています。
禁止地区を指定するのではなく、喫煙場所を指定し、それ以外はすべて禁止すべき。	
京橋駅周辺はみんなの場所ではないですか。マナーを守って喫煙している人も排除するのですか。禁煙エリアを設定し喫煙場所を設定しないことに納得できない。	
指定地区だけを取り締まると条件反射になる。その地区を出ると「安全」であり、思考停止には陥ってもマナーの向上にはつながりにくい。改めるべきは、公共の場での禁煙は『努力義務』から『義務』とすることだ。条例でどこでも原則喫煙禁止にする。	
多くの人が利用する地域なのに、都島区民だけの区政会議で決定するのは違和感がある。	

(2)「禁止地区」のエリアについて		
ご意見の要旨	本市の考え方	
京橋地区について		
広範囲すぎる。	<p>路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題であり、過料徴収など、罰則をとまなう規制は、喫煙する自由を一定制限することとなります。</p> <p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されており、区(長)が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定します。</p> <p>以上の経過から、新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定については、都島区において、かねてからの懸案事項であった京橋地域を禁止地区に指定すること及び禁止地区の希望エリアについて喫煙実態調査の結果をもとに区政会議等で決定しました。</p> <p>禁止地区のエリアについては、今回のパブリック・コメントを踏まえ「大阪市路上喫煙対策委員会」での審議を経たうえで決定します。</p>	
禁止エリアが広すぎる。実態調査資料の①②③くらいで十分である。広いとたばこを吸える場所に行くのが一苦勞で隠れて吸う人が増える。見回るための人件費も高くなる。		
エリアの境をよく考えて設定してほしい。境界を出た際に反動で路上喫煙が増えることになりかねない。		
環状線を挟んで城東区側は禁煙エリアに指定されていません。城東区と連携できないのか。		
指定地区の周辺は多くの学校で囲まれている。喫煙者の多くが地区外にて喫煙することになる。地区を指定するなら、環状線の内側の都島区全域、そして桜宮中・開明と桜ノ宮東公園を指定すべきである。		
子どもの受動喫煙を防ぐため、児童公園、児童遊園、その他の子どもの利用する場所、及び通学路も禁止地区とすべきである。		
京橋公園から西側のエリアは必要ない。		
路上喫煙禁止でなくても分煙でよいので、タバコの煙を吸わなくても通行できるようにしてほしい。		
その他のエリア		
大阪を魅力ある観光都市とすることを目的として最終的に経済効果にもつなげたいのであれば、ハルカスの完成をきっかけに注目を集めている天王寺駅周辺を先に禁止地区にすべき。		<p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されており、区(長)が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定します。京橋地区以外の地域における禁止地区の指定につきましては、今後、区の意向を踏まえて検討してまいりたいと考えております。</p>
新しく再開発が進んだ天王寺地区も路上喫煙禁止区域に設定して欲しい。		
梅田-南森町-天満エリアも禁煙にしてほしい。天神橋筋商店街は「自転車通行禁止」よりも先に対応してほしい。		
エリアを限定せず、行政区単位で禁止すればよい。		

(3) 喫煙所（喫煙設備）の設置について	
ご意見の要旨	本市の考え方
喫煙所を設けてください。	<p>平成25年6月11日の「大阪市路上喫煙対策委員会」の答申では、新たな禁止地区の指定にあたっては、「駅周辺や通行者数が比較的多い地域、PR・抑止効果などとともに、区の意見を踏まえ総合的に判断されたい。」と提言されており、区（長）が「区政会議」等において区民等の意見を聴いて、当該区の「総意」として希望区域を選定します。</p> <p>さらに留意点等として、「新たな禁止地区の指定にあたっては、禁止地区における路上喫煙を規制するだけでなく、『マナーを守った喫煙』のための場所の確保（提供）も必要と考えられる。そのため、できる限り、禁止地区内又は禁止地区に近い場所に、喫煙により他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがなく、PR効果を持つ「喫煙所（喫煙設備）」を設けられたい。」と提言されました。</p> <p>新たな「路上喫煙禁止地区」の指定についての趣旨は、喫煙そのものを否定するものではなく、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙を規制し、一定のルールを守って喫煙することを促そうとするものです。</p> <p>したがって、新たな「路上喫煙禁止地区」（都島区京橋地域）においても、道路や敷地の管理者が設置した喫煙設備のある場所での喫煙は規制の対象外です。喫煙設備を設置すべきか否かの問題は、「大阪市路上喫煙対策委員会」で十分にご議論いただいたうえで慎重に検討する必要があると考えています。</p>
まず喫煙場所を整備し、その効果を検証してから禁止地区にするかどうかを検討すべきである。	
喫煙場所を作ってマナー、ルールをアピールした方がよい。	
喫煙スペースを決めて、非喫煙者にも納得してもらえる場所、時間帯等を考えていくことが重要。	
マナーを守る喫煙者もいます。無理のない場所に喫煙できるスペースを確保してください。	
喫煙者の目につく場所に喫煙所を設置することで、ポイ捨ては激減する。	
京橋地域はサラリーマンが集散し、仕事帰りに疲れを癒やす飲食店も多く、街の活気や賑わいを保つためにも、喫煙禁止ではなく、喫煙所の設置をすべきである。	
駅近くにオシャレな喫煙所を2か所ほど設ければ、マナー向上にもなり、しっかりと取り締まれるのではないかと。喫煙所なしの禁止区域指定は反対である。	
禁止地区内に喫煙所を設置すべきではありません。	
喫煙場所を作る予定はありますか。	
タバコ屋やコンビニなどでは灰皿があることが多い。私有地であっても灰皿設置や喫煙所には厳しい条件を義務化すべきだ。	

(4) 徴収体制について

ご意見の要旨	本市の考え方
指導員の巡回体制は十分確保されるのか。	現在の大阪市路上喫煙防止指導員[主任指導員1名、指導員12名(1班4名×3班)]がローテーションで啓発・指導、過料の徴収事務等を行います。
罰金を徴収するなら、公平な運用すべきである。	「路上喫煙禁止地区」における条例違反者には罰則(過料1,000円)を適用していますが、罰則(過料徴収)を科す場合、違反者への罰則の適用は適正かつ公平に実施する必要があると考えています。 また、罰則の適用に際しては、条例の趣旨についてご理解をいただくための説明や説諭をねばり強く行ってまいりたいと考えています。
告示から過料徴収までの期間が2か月程度で短すぎる。	キャンペーン等について区と連携して実施し、周知・啓発にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

(5) 普及啓発について

ご意見の要旨	本市の考え方
区長が先頭にたって啓発し、区の多くの場所に啓発ポスターなどを掲示するような運動をする。	路上喫煙の問題は、基本的にマナーやモラルの問題ですので、喫煙者のマナーやモラル意識の向上を促すことと同時に、他人に迷惑や被害を与えるおそれのある喫煙はしないように、喫煙者自ら努めていただくことが重要であると考えています。
禁止よりもまず啓発活動を十分に取り組むべきである。	そのためには、これまで実施してきた行政主体の普及啓発活動だけでなく、市民や事業者の皆様の自主的な取り組みや、行政と協力した取り組みを促進しながら、より幅の広い市民運動として発展させていくことが重要であると考えています。 また、新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定が、路上喫煙のみならず様々なマナーやモラル意識の向上への契機となればと考えています。

(6) 販売店への影響、たばこ税について

ご意見の要旨	本市の考え方
喫煙者が納めた税金が、喫煙者を取締ることに使われることは矛盾している。再考を願う。	<p>市たばこ税は、いわゆる目的税(使いみちが決められた、特定の経費にあてられる税金)ではなく、普通税(使いみちを特定しないで、一般経費にあてられる税金)であり、広く様々な事業に使われる一般的な財源です。</p> <p>新たな「路上喫煙禁止地区」(都島区京橋地域)の指定については、パブリック・コメントの実施を受けて、有識者・各種団体の代表者で構成された「大阪市路上喫煙対策委員会」での審議を経たうえで決定します。</p>
大阪市のたばこ販売店より年間300億円のたばこ税が納められている。業界団体の意見も反映してほしい。	
たばこにはかなりの税金がふくまれている。禁止地区を作るなら、その場所に喫煙場所をつくるべきだ。どうしてこうもたばこを攻撃するのか。公平な判断を願う。	
以前の答申では喫煙所を設けるようになっており、喫煙者の立場に立った意見も十分反映されたい。喫煙されない人だけに配慮することは、市民であるほとんど零細な小売店であるたばこ販売店の生活に多大な影響が出る懸念がある。	喫煙場所につきましては、路上喫煙対策委員会で審議いただき、さまざまな観点から検討してまいります。
たばこ業界は役員で美化活動をしている。ポイ捨てが多い。マナーが大切である。	まちな美化にご協力をいただき、ありがとうございます。清潔で美しいまちづくりを推進するため、引き続き取組を進めてまいります。

(7) その他

ご意見の要旨	本市の考え方
現在の制度を効果があがるように見直してほしい。	路上喫煙禁止地区内における喫煙率は、平成19年6月(禁止地区指定前)に行った定点調査の2.1%から年々減少傾向にあり、平成25年8月の調査では0.2%まで減少していることから、禁止地区の指定は一定の効果があると考えています。
現在の御堂筋、市役所・中央公会堂周辺の禁止地区指定は何のためにしているのか。効果を発表してほしい。	なお、過料徴収を行うことによって、広く喫煙者全般を対象とした、喫煙マナーやモラル向上のPR効果も得られると考えています。
①地域内での喫煙場所はどうか②他の地域と比較してどうか③喫煙マナー向上への取組みをやってきたのか 等不透明である。	都島区では平成19年に、地域住民、地元商店街、交通事業者、警察・区役所などの関係行政機関で「京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会」を立ち上げ、環境美化などの取組みを官民協働で進めております。
禁止しても意味がない。マナーの向上啓発に努めるべき。放置自転車やビラ配り、キャッチなどを取り締まってほしい。	喫煙対策については平成20年に、「たばこ市民マナー向上エリア制度」の活動団体に登録し、啓発活動を行ってきたものの、路上喫煙やポイ捨てなど、依然として改善が見られない状況が続いています。
禁止の理由をきちんと説明してほしい。ポイ捨てが問題なら注意喚起すればよい。通行する人のじゃまになるのなら線を引いてくざればよい。禁止まですることはない。	
全面禁煙を実施するにあたり、京橋エリアの飲食街における経済効果はどれくらいか。	全面禁煙による経済的な影響につきましては、さまざまな因子が関係すると思われれます。
マナーの向上を考えるならば、過料をはるかに重くし、自転車での喫煙・ポイ捨ても条例でともに取り締まるのが明確な方法である。	本市では罰則として1000円の過料を徴収しています。他都市においても同程度の金額であり、実効性の観点から金額の変更は考えておりません。また自転車での喫煙も対象となっております。ポイ捨て行為の規制に関しては、現行の「軽犯罪法」「廃棄物処理法」「道路法」等において既に規定があります。 また、本市においては、平成7年に「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例(ポイ捨て防止条例)」を施行し、清潔で美しいまちづくりを推進することを定めるとともに、ポイ捨てを禁止し、その違反者に対しては、勧告、命令の後、最終的には氏名公表を行うこととしています。 しかしながら、全国的に見ても、ポイ捨て行為に関しては、違反者の発見や摘発が難しいこともあって、違反者に罰則などを科したりする実例は限られているのが実情です。たばこのポイ捨ては、その原因のほとんどが路上喫煙によるものと考えられますので、路上喫煙防止の取組みは、結果的に、まちの美観の保持に効果があるものと考えています。
喫煙者のマナーを守る環境を作って下さい。京橋付近の道路の清掃が先です。取り上げ方をもっと考えてください。	たばこのポイ捨ては、その原因のほとんどが路上喫煙によるものと考えられますので、路上喫煙防止の取組みは、結果的に、まちの美観の保持に効果があるものと考えています。

「路上喫煙禁止地区」の拡大を求める「市民の声」

(要望) 禁止地区拡大、又は、取り締まりの強化

平成19年度(10～11月受付分)	64.	1%	(25/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	82.	9%	(92/111件)
平成24年度(4～3月受付分)	76.	2%	(90/118件)
平成25年度(4～3月受付分)	75.	4%	(86/114件)

(要望) 現在の禁止地区における啓発・取り締まりの強化

平成19年度(10～11月受付分)	23.	1%	(9/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	9.	0%	(10/111件)
平成24年度(4～3月受付分)	9.	3%	(11/118件)
平成25年度(4～3月受付分)	8.	7%	(10/114件)

「路上喫煙禁止地区」の拡大を求める理由

(苦情) 喫煙マナーの悪さ(吸殻のポイ捨てなど)

平成19年度(10～11月受付分)	17.	9%	(7/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	42.	3%	(47/111件)
平成24年度(4～3月受付分)	42.	4%	(50/118件)
平成25年度(4～3月受付分)	42.	1%	(48/114件)

(苦情) 受動喫煙・他人への健康被害

平成19年度(10～11月受付分)	17.	9%	(7/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	36.	9%	(41/111件)
平成24年度(4～3月受付分)	36.	4%	(43/118件)
平成25年度(4～3月受付分)	36.	0%	(41/114件)

(苦情) 他人へのたばこの火の危険(火傷・服靴等の焼け焦げ)

平成19年度(10～11月受付分)	12.	8%	(5/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	12.	6%	(14/111件)
平成24年度(4～3月受付分)	13.	6%	(16/118件)
平成25年度(4～3月受付分)	13.	1%	(15/114件)

(苦情) 火のついたたばこのポイ捨てによる火災の恐れ

平成19年度(10～11月受付分)	0.	0%	(0/39件)
平成23年度(4～3月受付分)	0.	0%	(0/111件)
平成24年度(4～3月受付分)	5.	1%	(6/118件)
平成25年度(4～3月受付分)	3.	5%	(4/114件)

禁止を希望する場所

(要望) 禁止又は規制の強化指定場所

平成19年度(10~11月)		平成23年度(4~3月)		平成24年度(4~3月)	
①市内全域・指定なし	15.4%	①市内全域・指定なし	35.1%	①市内全域・指定なし	46.6%
②駅周辺(指定含む)	7.7%	②駅周辺(指定含む)	29.7%	②駅周辺(指定含む)	14.4%
②特定の区内全域	7.7%	③御堂筋周辺道路	11.7%	③特定の区内全域	5.9%
②御堂筋周辺道路	7.7%	④特定の区内全域	8.1%	④繁華街・商店街	3.2%
②繁華街・商店街	7.7%	⑤繁華街・商店街	6.3%	⑤通学路	2.5%

平成25年度(4~3月)	
①市内全域・指定なし	46.5%
②駅周辺(指定含む)	14.1%
③特定の区内全域	8.8%
④繁華街・商店街	3.5%
⑤通学路	1.8%

喫煙場所・灰皿の増設を求める「市民の声」

(要望) 喫煙場所・灰皿を設置、又は、増設すべき

(禁止地区)

平成19年度(10~11月受付分)	2.6%	(1/39件)
平成23年度(4~3月受付分)	3.6%	(4/111件)
平成24年度(4~3月受付分)	0%	(0/118件)
平成25年度(4~3月受付分)	3.5%	(4/114件)

(禁止地区以外)

平成19年度(10~11月受付分)	0%	(0/39件)
平成23年度(4~3月受付分)	0.9%	(1/111件)
平成24年度(4~3月受付分)	3.4%	(4/118件)
平成25年度(4~3月受付分)	3.5%	(4/114件)

1-(3) 喫煙所設置検討資料

環境局・区役所で現地確認

灰皿が3個設置されており、大勢の利用者がいるが、民地(公開空地)である。



副流煙・吸い殻ごみの被害が大きい場所。地階に商用施設もあり、地元の理解が得られない。



JRの所有する土地を自転車駐輪場に利用。



比較的幅員のある道路だが、交差点付近ため設置不可。



安全帯は交差点付近にあるため設置不可。



プロムナード下には人が滞留する広さがないため不可。



交差点付近のため設置不可。



エリア内で一番通行量が多い場所で危険であり、かつ、副流煙に対する苦情が多く寄せられている。この場所での喫煙をなくすことが事業目的の中心。商店会イベントや献血車などの利用が頻繁であることから、他人に迷惑や危険を及ぼすおそれがあり、かつ地元の理解が得られない。



歩道橋上は通行量が多く、通行者の副流煙被害明らかであり、設置不可。



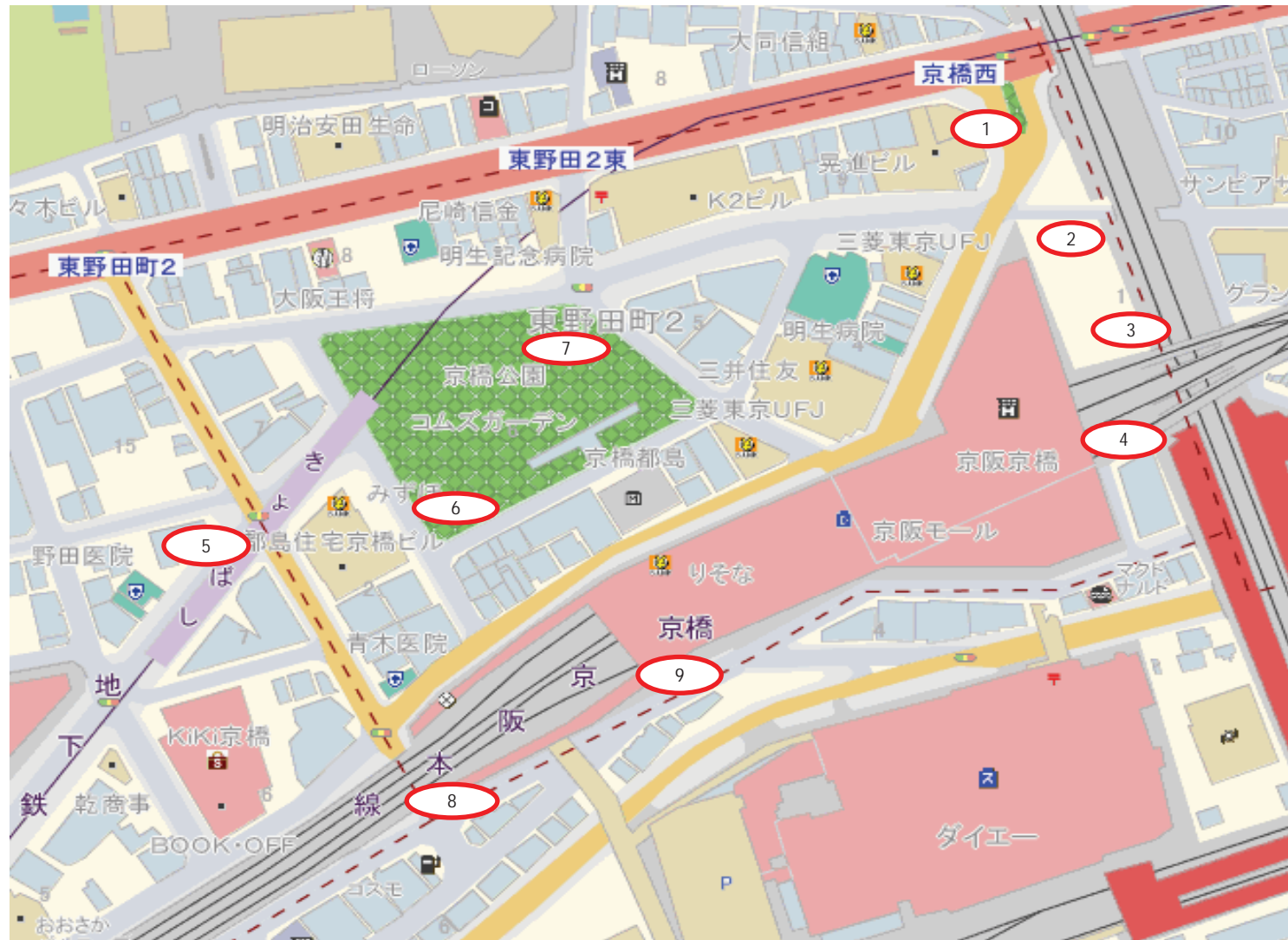
歩道橋下は歩道橋上に煙が流れ、通行者の副流煙被害が明らかであり、通行量も多く滞留すると通行阻害になるため設置不可。



建設局の所有する土地で活用できるものは、全て自転車駐輪場などに利用されている。

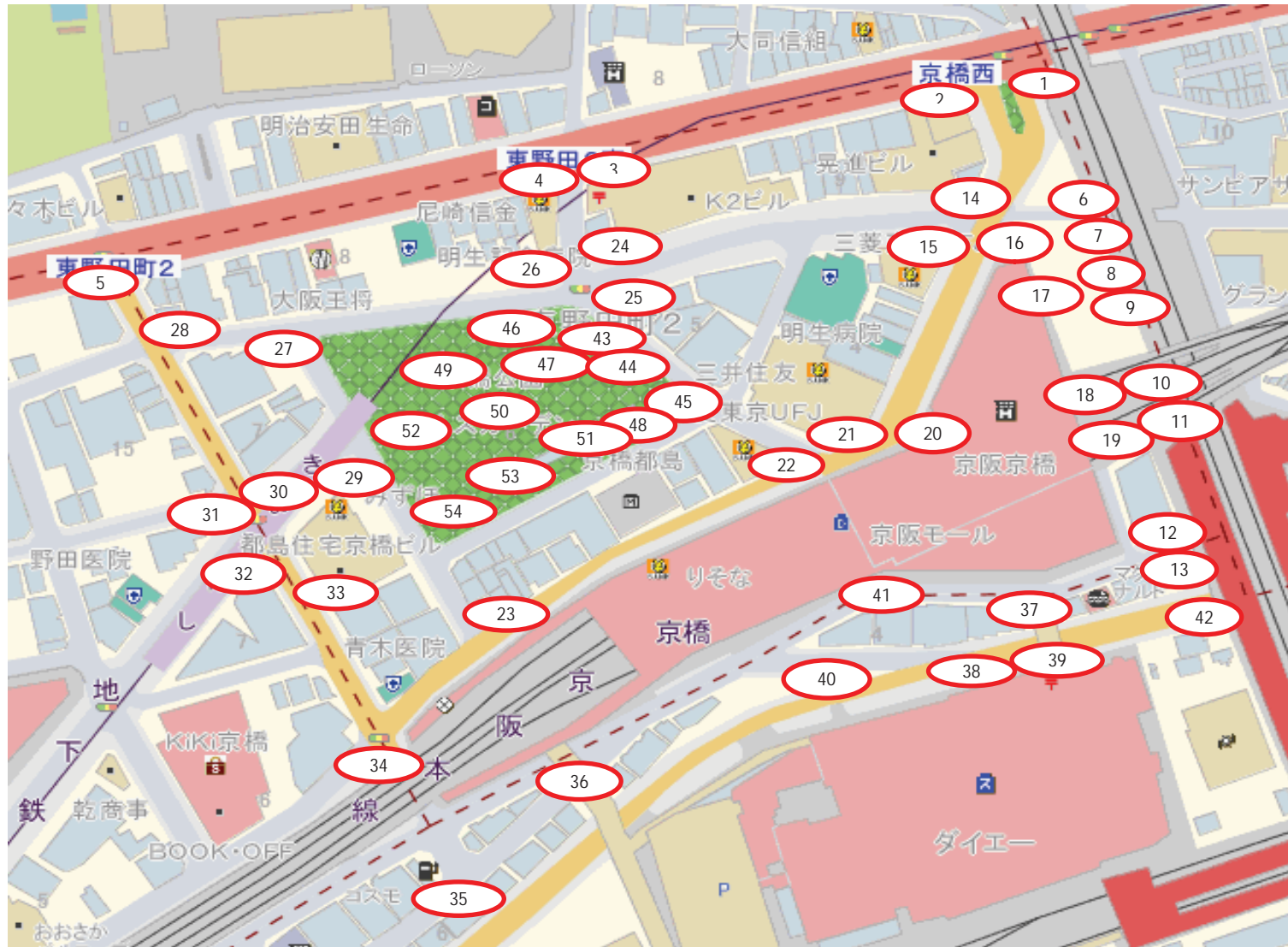


1-(4)「路上喫煙禁止地区」看板設置予定箇所



- 1~5 大阪市道
- 6~7 京橋公園内
- 8~9 壁面

「路上喫煙禁止地区」路面標示シート設置予定個所



- 1～5 国道1号
- 6～42 大阪府道
- 43～54 京橋公園内

1-(5)

○ 看板設置イメージ図(植栽部分に設置)



○ 路面標示シート デザイン



1-(6) 御堂筋喫煙所(現行)について

- ① 堂島喫煙所(大江橋北詰)
北区堂島浜1丁目1番 堂島公園内
約 9 m² 灰皿数 4



- ② 難波喫煙所(マルイ前)
中央区難波3丁目8番
約 60 m² 灰皿数 10



〈参考〉 横浜市路上喫煙訴訟資料

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に係る 過料処分の取消等請求訴訟の控訴審判決について

東京高等裁判所において、標記事件の控訴審判決の言い渡しがあり、本市の「過料処分を取り消す」とした原判決を取り消すとの判決（本市勝訴判決）がありましたのでご報告いたします。

ただし、本市の「過料処分に主観的責任要件（故意又は過失）は必要ではない。」との主張については認められませんでした。

判決は行為者に過失が必要であることを前提とし、本件については過失があったとしたものです。

1 主文

- 1 原判決主文第1項を取り消す。（※）
- 2 被控訴人の控訴人に対する請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は第1, 2審とも被控訴人の負担とする。

※参考（1月22日横浜地方裁判所判決文 主文）

- 1 横浜市長が平成24年1月28日付けで原告に対してした2,000円の過料に処するとの処分を取り消す。

2 裁判の概要

平成24年1月28日に、「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」で定める喫煙禁止地区内（横浜駅周辺地区）において原告が喫煙し、これに対し、本市は、過料処分を行いました。

この処分に対し、原告は、本市への異議申し立て（平成24年3月・棄却）、神奈川県への不服申し立て（平成24年8月・棄却）を経て、横浜地方裁判所へ訴訟を起こし、平成26年1月22日、横浜地方裁判所において、本市の過料処分を取り消すとの判決がありました。

これに対し本市は、原判決を不服とし、平成26年2月4日、東京高等裁判所へ控訴したものです。

3 判決の理由

【主観的責任要件（故意又は過失）の要否について】

- ・ 秩序罰（本件過料処分）は刑罰でないから、刑法総則の適用はないものの、本件過料処分は制裁の性質を有し、刑法総則の適用がないことが直ちに主観的責任要件を不要とすることには結びつくものではない。
- ・ 本件条例に基づく過料処分を科すに際し、客観的違反事実があれば主観的責任要件は不要であるとの控訴人の主張を採用することはできない。

【過失の有無について】

- ・ 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（以下「ポイ捨て条例」）に基づき過料処分をするためには、違反について過失が必要である。
- ・ 路上喫煙規制の条例の制定は、地方公共団体において次第に拡大してきたと認められ、その表示は路面表示でなされることが一般的である。
- ・ あえて路上で喫煙する者の注意義務に鑑みると、この程度の表示（本市の行っている表示）でも不十分とは言えない。
- ・ 被控訴人は、パルナードに進入するにあたって路面表示により路上喫煙禁止場所であることを認識すべきであったのに、これを見落とした過失がある。

4 最高裁判所への上告

被控訴人（第1審原告）は、平成26年7月4日に、最高裁判所に対し上告を行っています。なお、上告理由は上告理由書が提出されていないため不明です。

5 経過（参考）

日 時	内 容
平成24年1月28日	横浜駅周辺地区（パルナード）において過料処分
平成24年3月27日	過料処分に対する異議申立
平成24年6月25日	異議申立に対する、棄却の決定
平成24年7月23日	神奈川県へ、審査請求
平成24年12月27日	神奈川県、審査請求を棄却の裁決
平成25年6月27日	横浜地方裁判所へ原告提訴
平成26年1月22日	判決（過料処分の取消）
平成26年2月4日	東京高等裁判所へ本市が控訴
平成26年6月26日	判決（原判決の取消）
平成26年7月4日	被控訴人（第1審原告）、最高裁判所に対し上告

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
1	淡路本町商店街振興組合	7月 7回	サマーセール中に啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置・ポスター掲出
		10月 1回	みのりちゃんくじ抽選会場にて啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	歳末セール中に啓発活動(ティッシュ配布)
2	小松南商店会	7月 2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	みのりちゃんくじ抽選会場にてのぼり設置
		12月 1回	みのりちゃんくじ抽選会場にて啓発活動(ティッシュ配布)・ポスターの掲示
3	上新庄南商店会	4～2月 計6回	清掃活動
4	西淡路商店会	4月 1回	JR東淀川駅東口前で、啓発活動(ティッシュ配布)
		4月 1回	西淡路第三振興町会班長会にて啓発活動(ティッシュ配布)依頼
		通年	街路灯にのぼり掲出
5	東淡路商店街振興組合	4～3月 計7回	清掃活動と合わせて、啓発活動(ティッシュ配布)・のぼり設置
		10月 1回	縁日祭で啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	防火の呼びかけとあわせて、啓発活動(たばこ・火の用心をアピール)
		2月 1回	商店街復活祭と防災訓練で啓発活動(呼びかけ)
6	神津社会福祉協議会	4～3月 計20回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
7	西中島地域社会福祉協議会	4～3月 計7回	新御堂筋の清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
8	大阪ターミナルビル株式会社	月2回程度 計22回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
9	株式会社阪急阪神百貨店	7・9・12・2月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
10	天神橋筋商店連合会	通年	ポスター掲出・啓発テープ放送
		7月 1回	七夕まつりで、啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	大阪マラソン応援イベント内にて、啓発活動(ティッシュ配布)
11	京橋地域の安全なまちづくり連絡協議会	月2回 計24回	協議会環境浄化部会啓発活動とあわせて啓発活動(ティッシュ配布)
12	せんば心齋橋筋協同組合	4月 1回	街頭で東警察署と一緒に啓発活動(ティッシュ配布)
		月1回(第2金曜日)	「かたづけ・たい」活動の中で、清掃活動
		10月 1回	大阪マラソンクリーンアップに合わせて、清掃活動
13	心齋橋筋北商店街振興組合	月1回程度 計10回	街頭で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
14	心齋橋筋商店街振興組合	毎日	啓発テープ放送
		毎日	パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
		通年(毎月曜日)	清掃活動、啓発活動(呼びかけ)
		通年(毎金曜日)	「安心・安全」パトロールに合わせて、啓発活動(呼びかけ)
15	戎橋筋商店街振興組合	月1回程度 計13回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		5・10月 計4回	清掃活動
16	法善寺こいさん通り商店会	通年	街路灯にのぼり設置
		通年	各店舗のレジ前に啓発ティッシュを設置
		5月 3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団 体 名	時 期	活 動 内 容
17	南地中筋商店街振興組合	通年(第2・4木曜日)	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
		通年	南地中筋店舗前にポスター掲出
		7月 1回	南地中筋夏祭りイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 2回	なんなかバルイベントで啓発活動(ティッシュ配布)
18	難波センター街商店街振興組合	4月～3月 計6回	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
		5月 1回	各店舗で啓発活動(ティッシュ・チラシ配布)
		1月 1回	宝恵駕行列で啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1日	ミナミあちこちラリーブースで啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
		通年	掲示板等にポスター掲出
19	なんば南海通商店会		活動なし
20	千日前道具屋筋商店街振興組合	通年	街路灯にのぼり設置
		10月 1回	道具屋筋まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 1回	年末感謝デーで啓発活動(ティッシュ配布)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成20年度 参加団体 NO. 1～25)

	団体名	時期	活動内容
21	大阪ビジネスパーク開発協議会	通年	バナー掲出
		月1回	清掃活動
		6月 1回	環境月間に合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
22	なんさん通り商店会	通年	ポスター掲出
		4～2月 計10回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
23	NSCC(なんば駅周辺環境浄化協議会)	月1回(第4金曜日)	高島屋周辺の清掃活動・啓発活動(ビラ・ティッシュ配布)
24	TACL(タックル)	月1回(第4火曜日)	天王寺・阿部野ターミナル周辺の清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
25	ジョイフルたばこ阿倍野ユニオン	毎日	喫煙所内を清掃活動
		通年(毎土曜日)	喫煙所を中心に周辺も清掃活動
		月1回(第2土曜日)	喫煙所を中心としてエリア全域を清掃活動

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団体名	時期	活動内容
26	此花区まちづくり会議	月1回(第1日曜日)	一斉清掃に合わせて啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
27	大阪南料飲観光協会	11月 1回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)
28	道頓堀商店会	8～10月 計8回	清掃活動・街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 1回	道頓堀盆踊り会場にて啓発活動(ティッシュ配布)
29	宗右衛門町商店街振興組合	月1回	清掃活動
30	道頓堀商店連盟・道頓堀一丁目東櫓振興町会	通年	各店頭・掲示版等にポスター・のぼり掲出
		通年	各店舗に啓発ティッシュ設置
		第1・第3水曜日	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
31	長堀21世紀計画の会	月1回 計12回	清掃活動に合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
32	久左衛門町まちづくり協議会	月1回程度 計11回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
33	クリーン靱(靱連合振興町会)	6・10月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
34	三泉商店街振興組合	5・7・9・11・1・3月 計6回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
35	大阪南部たばこ商業協同組合	月1回程度 計10回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成21年度 参加団体 NO. 26～42)

	団 体 名	時 期	活 動 内 容
36	日本橋筋商店街振興組合	10月 1回	日本橋安心安全パトロールに合わせて啓発活動(ティッシュ配布)
		12月 2回	大人のホビーフェスタで啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 1回	日本橋ストリートフェスタで啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)
37	生野たばこ会	月1回程度 計10回	大池橋交差点周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
38	成育女性会	月1回 計12回	京阪野江駅周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
39	阪南連合振興町会	7月 1回	地下鉄西田辺駅周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	地下鉄西田辺駅周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	我孫子筋・庚申街道・南港通りで清掃活動
		12月 1回	ふれあいクリスマス会で啓発活動(ティッシュ配布)
40	長池連合振興町会	7・10月 計2回	西田辺交差点周辺で清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
41	駒川駅前商店街振興組合	通年	ポスター・ステッカー掲出
		12月 1回	田辺大根祭で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
42	長吉中央商店街振興組合	7・12月 計6回	大売出し抽選会場で啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 計1回	河内夜市(夜店)で啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 計1回	新春児童絵画展表彰式で啓発活動(ティッシュ配布)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～59)

	団体名	時期	活動内容
43	豊崎東地域ネットワーク委員会 きららⅡ	月1回程度 計9回	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
44	野田阪神本通商店会	7月 12回	商店街中元売出イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
		8月 1回	商店街夜市で啓発活動(ティッシュ等配布)
		11月 1回	商店街イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
		12月 3日間	商店街歳末売出イベントで啓発活動(ティッシュ等配布)
45	吉野コミュニティセンター	5月 1回	野田新橋筋商店街で啓発活動(ティッシュ・リーフレット配布)
		12月 1回	年末に野田新橋筋商店街で啓発活動(ティッシュ・リーフレット配布)
46	西たばこ会	5・6・10・2月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		9月 1回	区民体育祭会場内で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		11月 1回	区民まつり土佐公園会場で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
47	八幡屋商店街振興組合	12月 1回	港区をきれいにする運動で啓発活動(のぼり掲出・ティッシュ配布)
48	通天閣本通商店会	通年 毎日	早朝清掃活動(のぼり掲出)
		月1回(第3月曜日)	清掃活動・啓発活動(ティッシュ配布)
		9～12月	各店舗の店頭に啓発ティッシュ設置
49	柏里本通商店街振興組合	6・3月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ等配布・スピーカー使用)
50	新大阪アメニティ・ソサエティ	月1回程度 計11回	新大阪駅北側周辺の清掃活動・啓発活動(ポスター掲出・ティッシュ配布)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成22年度 参加団体 NO. 43～59)

	団体名	時期	活動内容
51	大成社会福祉協議会	月1回程度 計9回	千日前通～今里ロータリーを中心に啓発活動(ティッシュ配布)
52	今里社会福祉協議会	月1回程度 計11回	今里駅前、今里ロータリー周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
53	神路社会福祉協議会	8月 1回	神路ふれあい夏祭りで啓発活動(うちわ・ティッシュ配布)
54	深江連合振興町会	月1回程度 計8回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
55	片江連合町会	月1回程度 計10回	新深江駅前～大今里6丁目交差点で啓発活動(ティッシュ配布)
		月1回程度 計9回	今里駅前、今里ロータリー周辺で啓発活動(ティッシュ配布)
56	旭通り商店会	6月 1回	城北公園フェアで啓発活動(ティッシュ配布)
		8月 1回	旭区民まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	ありがとう赤川鉄橋で啓発活動(ティッシュ配布)
		1月 1回	大宮神社(10日戎)で啓発活動(ティッシュ配布)
57	新森商店会	5・6・8月 3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	新森まつりで啓発活動(ティッシュ配布)
		11月 1回	新森公園前で啓発活動(ティッシュ配布)
		2月 1回	森小路駅前で啓発活動(ティッシュ配布)
58	駒川オレンジ通り商店会	12月以降	各店舗で啓発活動(ティッシュ配布)
59	弘治地域まちづくり研究会	4・5月 計2回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布・のぼり掲出)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年4月～平成26年3月(平成23年度 参加団体 NO. 60～69)

	団体名	時期	活動内容
60	北梅田地区まちづくり協議会	5・10・11月 計3回	NU茶屋町前で啓発活動(ティッシュ配布)
61	「学生の街 相川」マナー向上委員会	月1回程度 計12回	阪急・相川駅前啓発活動(ティッシュ配布・啓発テープ放送)
62	大阪市鶴見区商店会連盟	5～7月	店頭で啓発活動(ティッシュ配布)
3	城北商店街、赤川商店会、赤三商栄会	5・7・9月 3回	奈良県宇陀市からNPO野菜等販売時に三商店街合同で啓発活動(ティッシュ配布)
64	今市商店街振興組合	11月 1回	商店街・地域で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
		4月～	ポスター等の掲出
65	天王寺たばこ会	6・9・10・11月 計4回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)・清掃活動
66	NPO法人 不要入れ歯回収サービスセンター	月1回程度 計8回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布)
67	加賀屋商業協同組合	4月～5月	「こいのぼり」ぬり絵・「母の日」似顔絵イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		6月～7月	「父の日」似顔絵・「七夕」ぬり絵イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		8月～9月	「敬老の日」似顔絵イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	ハロウィン参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
		2・3月 2回	「商店街買物券販売」イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		2～3月	「ひなまつり」ぬり絵イベントにて啓発活動(ティッシュ配布)
		3月 2週間	ガラガラ抽選会参加者に啓発活動(ティッシュ配布)
68	地下鉄あびこ中央商店街振興組合	7・12月 計17回	抽選会にて啓発活動(ティッシュ配布)
		10月 1回	100円商店街 本部にて啓発活動(ティッシュ配布)
69	ゆめまちロードOSAKAあべの	6・10・2月 計3回	街頭で啓発活動(ティッシュ配布、のぼり掲出)

2「たばこ市民マナー向上エリア制度」 活動報告について

平成25年5月～平成26年3月(平成25年度 参加団体 NO. 70)

	団体名	時期	活動内容
70	鶴橋商店街振興組合	月1回程度 計11回	JR鶴橋駅中央口周辺で(のぼり掲出・ティッシュ配布)